

2020年5月1日

京都市長

京都市会 教育福祉委員会 委員長

京都市子ども若者はぐくみ局 局長

感染症拡大防止を目的とする小規模保育環境改善に関する意見書

京都市小規模保育協議会

新型コロナウイルスが日本で確認され始めて4ヶ月が過ぎようとしています。最初はどこか他人事で…まさか現在のように誰も経験したことのない危機的状況に世界中が陥るとは思ってもいませんでした。広まる感染に幼稚園や学校の休校、緊急事態宣言に行動自粛…未だ終息の目処も立っていません。そんな中、私たち小規模保育園は施設型同様、保育が必要な子ども達のために日々感染の恐怖と向き合いながら子ども達の保育を続けています。

保育の場は濃厚接触無しでは行えず、決して安心安全な場所ではありません。

もちろん保育士や職員達は子ども達や自分たちが感染しないように普段より更に検温、消毒、手洗い、体調管理を徹底し十分に注意しながら保育をしています。しかし、ウイルスを完全にシャットアウトできるわけではなく、まして、小さい子ども達と密に接する職業であり外部からウイルスが入ってくる可能性も高い、まさに避けなければならない3密の場と言えるのです。

緊急事態宣言が出されて以降、保護者の方には園が3密の場であることの理解を求め、登園自粛をお願いして、少しでも密を少なくして感染リスクを減らしながら保育をする毎日が続いています。

普段通り平和な日常では気づかなかったかもしれませんが、この緊急事態が続く中で強く感じたことは保育士という職業もエッセンシャルワーカーであるということでした。

医療関係の最前線で働く方々は、感染リスクの高い現場で、日々神経も体力もすり減らしながら目の前の命と向き合いながら戦っておられます。本当に大変で感謝の気持ちしかありません。

他にも、インフラを支えていただいている方々、治安を守っていただいている方々、商業施設で販売業務に当たっていただいている方々…そんな方々が日々感染の恐怖と戦いながら頑張っているからこそこの厳しい毎日が過ごせていると思います。

そして保育士もまた、そんなエッセンシャルワーカーの中の1つなのです。

出勤可能な少ない職員数で保育要件の配置基準や給食に支障がないよう最大限の努力をし、子ども達や自分たちが感染しないか、反対に万が一自分がウイルスの保菌者で周りに移してしまったらどうしようという精神的ストレスを抱えながら子ども達を保育することで、私達保育士や職員も何とか社会を支えていこうと踏ん張っていることを改めてたくさんの方にご理解いただきたい。そんな思いから今回、現場の声を意見書という形でお届けすることにしました。

保育現場だけが大変であると言いたいのでは決してありません…全ての人達が今自分に何が出来るのかを考え、それぞれの場所で社会を支えることで一日も早くコロナウイルスの危機が終息するよう引き続き頑張りたいと思います。

表記につきまして、下記のとおり、お願い申し上げます。

## 記

- 1、 災害等を理由にする緊急事態宣言発令の場合、保育士及び保育施設が、地域社会のインフラとしての役割を担うことを広く市民に認識していただくよう促すこと
- 2、 保育施設が子どもを育むという性質から、3密になりやすい環境であるということを踏まえ、これを保護者や企業に周知させること
- 3、 保育現場の衛生環境を保全するため、京都市の備蓄品について、マスク等必要品項目の見直しと、適正な量を再算出すること

### 【要望の詳細】

1について、

4月17日付 厚生労働省通達「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」の中の、「(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の「4、社会の安定の維持⑦育児サービス(託児所等)」において、小規模保育事業所を含む保育施設に関しても継続が求められる業種として指定されています。

保育福祉事業は、継続を求められる事業者の中でも、「食事の介助」や「排泄処理」など感染リスクが高い職種であるということを踏まえたうえで、最低限必要な規模での縮小運営が必要となります。配置される保育士は、医療従事者と同様に、感染のリスクを負いながらも保育の確保に努めていることを理解いただいたうえで、当該保育士に対して感染時の保障やリスクの軽減措置、ストレスケア体制の整備を求めます。

2について

終息が見えない状況下、各保育施設において、利用者(保護者)への状況説明と理解について、労力を費やしている現状があります。京都市内にある保育施設の新型コロナウイルス感染拡大防止への自粛要請をみても、当初は大きな差がありました。全国という視野においては、感染拡大状況など地域によって、対応の差は出て然るべきですが、京都市という単位においては、これは同一であるべきだと考えます。差が生まれている背景には、事業者に判断が委ねられていることに原因があり、この事業所による判断が、保護者との軋轢(あつれき)を生むケースも確認されています。京都市は保護者に対して、保

育施設は3密が生じやすいことと、京都市より自粛要請をしているということの2点をあらためて周知するとともに、理解を得られない保護者に対する対応をお願いします。

### 3について

マスク、アルコールなど保育施設の衛生環境を守るための消耗品について、令和2年3月上旬より不足感がはじめ、実際に調達が出来ない状況がしばらく続きました。4月末現在、各施設に確認したところ、京都市からの配布と物流の回復により、当面の必要量は確保できている状況です。各施設は感染症の拡大や災害に備えて、衛生を保全する消耗品について、一定量備蓄をしておく必要がありますが、小規模保育事業所は施設型に比べて面積が狭いために、必要物資の保管場所を確保することが困難です。そのため、京都市において、必要とされる消耗品項目と必要量を見直し、有事の際はすみやかに行き渡るようにしてください。

また、非常事態宣言下で、必要品を確保するために奔走したり、ましてや公共交通機関を利用して配給を取りに行くのは、各施設職員が感染のリスクを追うこととなります。専門の物流業者を利用するか、物流機能が衰退している場合には、1箇所による配布ではなく、区役所を利用するなど、分散配給をして、移動距離をなるべく少なくするようにしてください。

以上